



トータルアドバイスセンター
教育相談のご案内



京都府総合教育センター

子どもの健全な成長・発達を願って

性格や行動、友人関係、心身の発達、学習や学校生活のこと、不登校、いじめ、家庭でのしつけなど、悩みや不安が自分一人では抱えきれないほどあふれることがあります。私たちは、一緒に解決の方向を探っていきたいと考えています。



ご相談内容

✦性格・行動・友人関係

- 友達とうまくいかない
- 根気や集中力、落ち着きがない
- 反抗的、乱暴である
- くせが気になる
- いじめる、いじめられる
- 不安が強い など

✦心や体の発達・学業

- 体の不調をよく訴える
- 発達の様子が気になる
- 学習に意欲がみられない
- 学習につまずいている など

✦不登校

- 登校する気持ちはあるのに登校できない
- 登校したがらない など

✦家庭教育

- 子どものしつけについて困っている
- 子育てに迷っている など

ご相談の内容については秘密を厳守いたします。
相談は無料です。

相談方法

○来所教育相談

京都府総合教育センター（伏見区）または北部研修所（綾部市）まで直接来所いただいで相談できます。

◆月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く。）

◆10:00～17:00

※予約制です。「ふれあい・すこやかテレフォン」にお申し込みください。

○巡回教育相談

お住まいの近くの教育局等にカウンセラーが出向きます。月に1回～2回、決まった曜日・時間の相談となります。

〈相談場所〉

乙訓教育局（向日市） 山城教育局（京田辺市）

南丹教育局（南丹市） 丹後教育局（宮津市）

アグリセンター大宮（京丹後市）

*相談場所によって日時が異なります。詳しくは、お申し込みの際にお尋ねください。

*予約制です。「ふれあい・すこやかテレフォン」にお申し込みください。

○電話教育相談 ……毎日24時間対応

『ふれあい・すこやかテレフォン』

075-612-3268 または 3301

0773-43-0390

○メール教育相談

電話では話しにくいことも、パソコンや携帯電話から電子メールで気軽に相談できます。

「メール教育相談 京都」で検索すると下記URLにアクセスできます。

<http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/m/soudan.htm>

*携帯電話の迷惑メール防止機能で、パソコンからのメールを受信しない設定にされている場合は、返信を受け取れません。



相談対象者

京都府立学校または府内（京都市を除く。）の市町（組合）立学校、幼稚園等に通う幼児、児童生徒やその保護者、学校教育関係者等、どなたでも利用できます。

お申し込み方法

来所・巡回教育相談は完全予約制となっております。

必ず前もって「ふれあい・すこやかテレフォン」にお申し込みください。

お申し込みの際には、お名前・年齢・連絡先・相談したい内容をお伝えください。

初回の面接日時は、後日改めてご連絡致します。

「ふれあい・すこやかテレフォン」

・075-612-3268 または 3301

・0773-43-0390

* 年末年始には閉室期間があります。

* 面接時間は、1回50分です。(無料)

* 初回面接は、相談の内容等をお聞きすることが中心となります。

* 相談時間や場所につきましては、このパンフレットの「相談方法」をご覧ください。

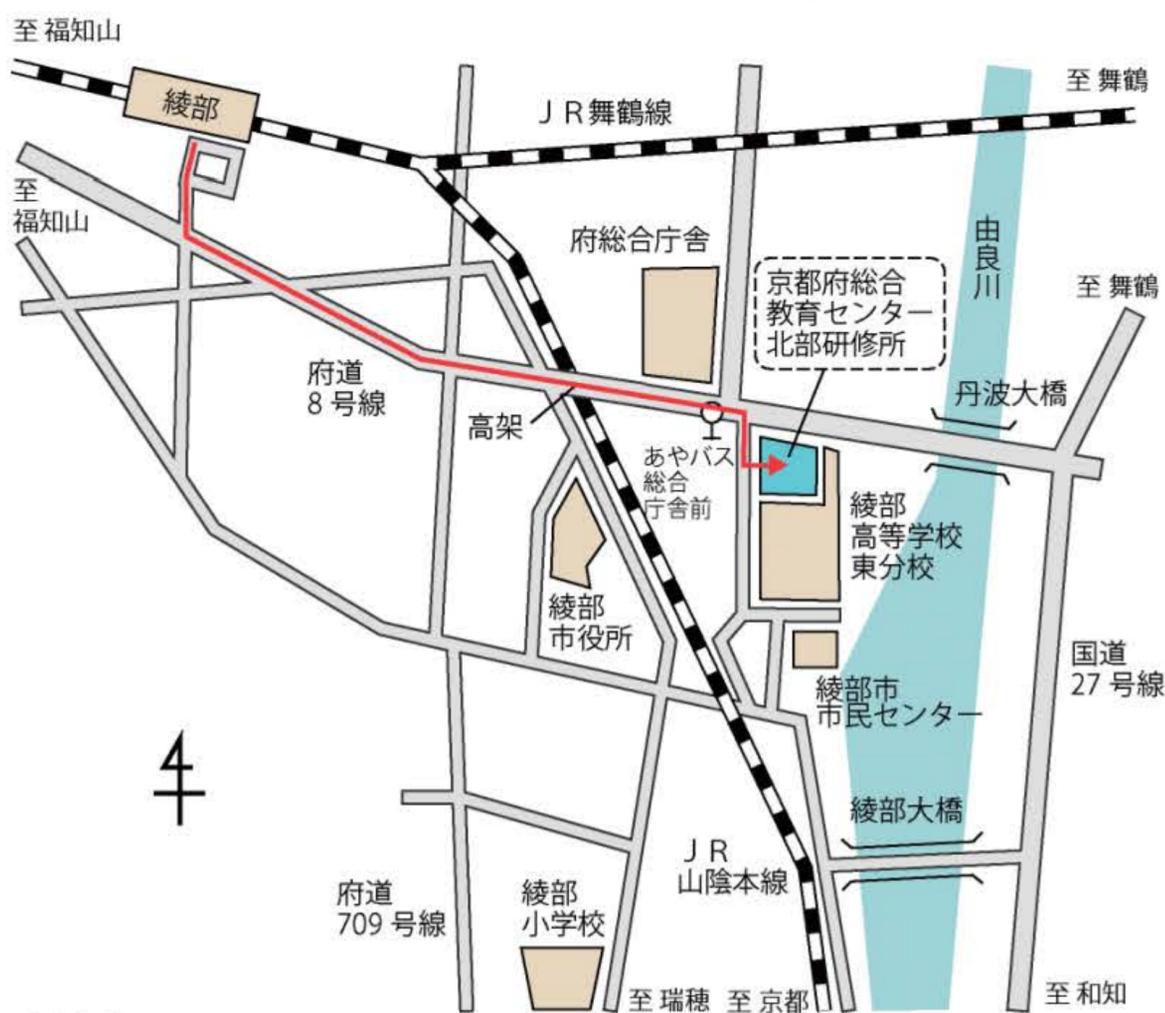
* 京都府総合教育センターホームページ(ITEC)でも、ご案内しています。

<http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/>



〒612-0064

京都市伏見区桃山毛利長門西町(近鉄・京阪丹波橋駅から徒歩6分)
(JR桃山駅から徒歩10分)



〒623-0012

綾部市川糸町堀ノ内(JR綾部駅から徒歩15分)

来所・巡回教育相談って どんなふうにするの？

ご相談の内容にもよりますが、大まかに次のような流れで相談を進めます。

申し込み

予約制です。「ふれあい・すこやかテレフォン」に申し込んでください。

相談日の通知

初回面接相談の日時をお知らせします。

初回面接相談

相談の内容等をお聞きするのが中心になります。

面接相談

原則として同じ担当者が継続して面接（カウンセリング）を行います。

※子どもの相談の場合は、言葉による面接がしにくいことが多いので、遊戯療法（プレイセラピー）を用いることもあります。

相談の終結

来談者と担当者が相談し、双方が終了できると判断した場合、終結とします。

来所・巡回教育相談って

どんなことをしてくれるの？

○子どもの皆さんには

幼児、小・中学生（前期）の児童生徒の皆さんとは、多くの場合「遊び」を通して、週1回～月1回、50分間の面接を行い、一緒に課題解決を図ります。中学生（後期）から高校生の皆さんとは、主にカウンセリングを行うことができます。保護者の方と一緒に来ていただく場合は、保護者とは別の部屋でお会いすることができます。

○保護者の方には

原則として個別に相談できます。

相談の内容等に応じて、臨床心理士又は精神科医等が週1回～月1回、50分間の面接を行います。

発達や学習等の課題、不登校やいじめ等、学校教育に関すること、子育てやしつけなどの家庭教育に関することの悩みや不安について助言したり、一緒に考えて解決の方向を探ります。

○学校関係者の方には

原則として保護者の了解のもとに、児童生徒の教育上の課題について臨床心理士又は精神科医等が助言等を行います。